

## 社会福祉法人館山老人ホーム役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人館山老人ホーム定款第22条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等の総額及び支給の基準、並びにその支給方法を定めることを目的とする。

(報酬の総額)

第2条 この法人の役員に対して支払うことができる報酬の総額は、11,500,000円とする。

2 総額についての積算は、別紙「社会福祉法人館山老人ホーム役員報酬等の総額及び支給の基準」のとおりとする。

(役員の報酬)

第3条 役員の報酬は理事会、監査出席1回につき、一人あたり11,000円とし、その都度支給する。

2 前項の報酬の支給は、請求手続きを要しないものとする。

3 第1項の規定は、理事長及び常務理事には適用しない。

(理事長の報酬)

第4条 理事長に対しては月額100,000円の報酬を支給する。

(常務理事の報酬)

第5条 常務理事に対しては月額10,000円と、月額に100分の12を乗じた額を加えた額の報酬を支給する。

2 常務理事の勤務については週3日、年間156日を基準とする。

3 常務理事には第1項の報酬に加え、月額の12日分の報酬に職員給与規程に定める期末勤勉手当の率を乗じ、さらに2分の1を乗じた額を加算報酬として6月と12月に支給する。支給日は職員給与規程に定める期末勤勉手当の支給日とする。

4 施設長が常務理事を兼務する場合は職員給与規程を準用し、施設会計から施設長給与として支給する。この場合、第1項から前項までの規定は適用しない。

(支給日)

第6条 理事長及び常務理事の報酬は、毎月21日（支給日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日）に支払う。

(出張旅費)

第7条 役員が出張を命じられたときは、社会福祉法人館山老人ホーム旅費規程による。

2 理事である施設長が出張の場合は、施設長の区分による。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議による。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する

別紙（第2条第2項）

社会福祉法人館山老人ホーム役員報酬等の総額及び支給の基準

1. 理事長と常務理事を除く理事・監事報酬

会議（理事会、監査会）出席1回につき 11,000円

理事会7回で積算  $11,000円 \times 7回 \times 8人 = 616,000円$

監査会2回で積算  $11,000円 \times 2回 \times 2人 = 44,000円$

計 660,000円

2. 理事長報酬

1ヶ月あたり報酬 100,000円

$100,000円 \times 12ヶ月 = 1,200,000円$

計 1,200,000円

3. 常務理事報酬

1日あたり報酬 11,200円（日額及び日額に100分の12を乗じた額）

$11,200円 \times 週3日 \times 52週 = 1,747,200円$

$10,000円 \times 12日分 \times 1.95 \times 0.5 = 117,000円$ （6月加算報酬）

$10,000円 \times 12日分 \times 2.2 \times 0.5 = 132,000円$ （12月加算報酬）

計 1,996,200円

4. 施設長が理事の場合（上記1の支給はしない。常務理事である場合は上記1及び上記3共に支給はしない。）

施設長給与

俸給表の最高号俸 400,900円

$400,900円 \times 12ヶ月 = 4,810,800円$  ア

管理職手当 12% = 48,108円

$48,108円 \times 12ヶ月 = 577,296円$  イ

扶養手当 13,000円

$13,000円 \times 12ヶ月 = 156,000円$  ウ

通勤手当 5,000円

$5,000円 \times 12ヶ月 = 60,000円$  エ

期末勤勉手当 = (俸給 + 扶養手当) × 支給率

$(400,900円 + 13,000円) \times 4.15 = 1,717,685円$  オ

処遇改善加算の支給がある場合（見込み） 100,000円 カ

計 ア + イ + ウ + エ + オ + カ = 7,421,781円

5. 上記1から4の合計は、11,277,981円であるが、金額の変動があった場合を考慮し、報酬の総額は、11,500,000円とする。